

事務局運営・業務相談委員規程

2013年5月26日 制定

第1条 本学会事務局の運営と業務に関し、理事会および事務局職員に、必要に応じて助言・指導を行うため、事務局運営・業務相談委員（以下、委員とする）をおく。

第2条 委員は、大学・学会等の役職経験のある会員、男女2名ずつとし、事務局職員の見を参考にして理事会において選出し、理事長が委嘱する。

第3条 委員の任期は、定款に定める理事の任期と同じとし、再任を妨げない。

第4条 委員の委嘱は、新理事会の成立後、すみやかに行なう。ただし、新しい委員の委嘱がなされるまでは、引き続きその任にあたるものとする。